

第48号議案

芦屋市福祉センターの管理に関する条例の制定について

芦屋市福祉センターの管理に関する条例を別紙のように定める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市福祉センターの管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市福祉センターの管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、芦屋市福祉センター（以下「福祉センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 福祉センターは、次の事業を行う。

- (1) 福祉総合相談に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の生活支援に関すること。
- (3) 子育て支援に関すること。
- (4) 高齢者の生活支援に関すること。
- (5) 福祉団体の活動及びボランティア活動の支援に関すること。
- (6) 会議室等の利用に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(職員)

第3条 福祉センターに必要な職員を置く。

(使用の許可)

第4条 福祉センターの施設及び附属設備等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、第2条の事業の実施に支障のない範囲で行うことができる。
- 3 市長は、第1項の許可に福祉センターの管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、福祉センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は風紀を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。

- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理に支障を及ぼすと認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、第4条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 災害その他の事由により、福祉センターが使用できなくなったとき。

(使用権の譲渡及び転貸の禁止)

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外に福祉センターを使用し、若しくは転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、施設、設備その他の物件を善良なる注意をもって使用し、使用を終了したときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。第6条の規定により使用を取り消され、若しくは使用を停止され、又は退去を命じられたときも同様とする。

- 2 使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設、設備その他の物件を損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施設使用料)

第9条 別表第1に掲げる施設の使用者は、同表に定める施設使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき、その他特に市長が認めるときは、後納させることができる。

(附属設備等使用料)

第10条 別表第2に掲げる附属設備等の使用者は、同表に定める附属設備等使用料を前納しなければならない。

- 2 前条ただし書の規定は、附属設備等使用料について準用する。

(施設使用料等の免除)

第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、施設使用料及び附属設備

等使用料の全部又は一部を免除することができる。

(施設使用料等の返還)

第12条 既に納入した施設使用料及び附属設備等使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(補則)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年7月20日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

福祉センター施設使用料金表

室名	広さ (㎡)	収容人員 (人)	施設使用料金 (円)		
			朝	昼	夜
			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時 30分
会議室1	83	36 (72)	3,300	4,400	3,900
会議室2	57	24	2,300	3,000	2,600
多目的ホール	224	156 (300)	7,000	9,400	8,200
調理・実習室	154	調理室31 食事室32	8,700	11,600	10,100
運動室	296	—	4,600	6,100	5,300

備考

1 次の各号に掲げる使用をするときは、当該各号の使用に応じ、この表の施設使用料金に10割を乗じて得た額を当該施設使用料金に加算する。

- (1) 市外の居住者及び市外の団体等が使用するとき。
- (2) 運動室を運動目的以外に使用するとき。
- (3) 営利を目的に使用するとき。

2 2区分以上の区分を引き続いて使用するとき、当該引き続いて使用する区分の間の時間は使用に供して差し支えないものとし、この間の使用料は徴収しない。

3 収容人員の欄の()書は、最大収容人員とする。

別表第2 (第10条関係)

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写	プロジェクター	1式	1,000	
音響	多目的ホール音響設備	1式	2,000	マイク、デッキ等を含む。
	会議室1音響設備	1式	1,500	マイクを含む。
	ワイヤレス拡声器	1式	1,000	マイクを含む。

備考 次の各号に掲げる使用をするときは、当該各号の使用に応じ、この表の附属設備等使用料金に10割を乗じて得た額を当該附属設備等使用料金に加算する。

- (1) 市外の居住者及び市外の団体等が使用するとき。
- (2) 営利を目的に使用するとき。

参 照

芦屋市福祉センターの管理に関する条例要綱

1 制定の趣旨

芦屋市福祉センター（以下「福祉センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 趣旨（第1条関係）

福祉センターの管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 事業（第2条関係）

福祉センターは、次の事業を行う。

ア 福祉総合相談に関すること。

イ 障害者及び障害児の生活支援に関すること。

ウ 子育て支援に関すること。

エ 高齢者の生活支援に関すること。

オ 福祉団体の活動及びボランティア活動の支援に関すること。

カ 会議室等の利用に関すること。

キ その他市長が必要と認めること。

(3) 職員（第3条関係）

福祉センターに必要な職員を置く。

(4) 使用の許可（第4条関係）

ア 福祉センターの施設及び附属設備等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

イ アの許可は、(2)の事業の実施に支障のない範囲で行うことができる。

ウ 市長は、アの許可に福祉センターの管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。

(5) 使用の制限（第5条関係）

市長は、福祉センターを利用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、

福祉センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。

ア 公の秩序又は風紀を害するおそれがあると認められるとき。

イ 施設、設備その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。

ウ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。

エ その他福祉センターの管理に支障を及ぼすと認められるとき。

(6) 使用許可の取消し等（第6条関係）

市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

ア この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

イ 使用許可の条件に違反したとき。

ウ (5)のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 災害その他の事由により、福祉センターが使用できなくなったとき。

(7) 使用権の譲渡及び転貸の禁止（第7条関係）

使用者は、許可を受けた目的以外に福祉センターを使用し、若しくは転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

(8) 使用者の義務（第8条関係）

ア 使用者は、施設、設備その他の物件を善良なる注意をもって使用し、使用を終了したときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。使用の許可の取消し等をされたときも同様とする。

イ 使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設、設備その他の物件を損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(9) 施設使用料（第9条及び別表第1関係）

ア 施設の收容人員、使用料等を次のとおり定める。

室名	広さ (㎡)	收容人員 (人)	施設使用料金(円)		
			朝	昼	夜
			午前9時～正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分
会議室1	83	36 (72)	3,300	4,400	3,900
会議室2	57	24	2,300	3,000	2,600
多目的ホール	224	156 (300)	7,000	9,400	8,200
調理・実習室	154	調理室31 食事室32	8,700	11,600	10,100
運動室	296	—	4,600	6,100	5,300

備考

- 1 次の各号に掲げる使用をするときは、当該各号の使用に応じ、この表の施設使用料に10割を乗じて得た額を当該施設使用料に加算する。
 - (1) 市外の居住者及び市外の団体等が使用するとき。
 - (2) 運動室を運動目的以外に使用するとき。
 - (3) 営利を目的に使用するとき。
- 2 2区分以上の区分を引き続いて使用するとき、当該引き続いて使用する区分の間の時間は使用に供して差し支えないものとし、この間の使用料は徴収しない。
- 3 収容人員の欄の()書は、最大収容人員とする。

イ 施設の使用者は、施設使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき、その他特に市長が認めたときは、後納させることができる。

(10) 附属設備等使用料（第10条及び別表第2関係）

ア 附属設備等の使用料を次のとおり定める。

種別	品名	単位	使用料金(円)	備考
映写	プロジェクター	1式	1,000	
音響	多目的ホール音響設備	1式	2,000	マイク、デッキ等を含む。
	会議室1音響設備	1式	1,500	マイクを含む。
	ワイヤレス拡声器	1式	1,000	マイクを含む。

備考 次の各号に掲げる使用をするときは、当該各号の使用に応じ、この表の附属設備等使用料に10割を乗じて得た額を当該附属設備等使用料に加算する。

- (1) 市外の居住者及び市外の団体等が使用するとき。
 - (2) 営利を目的に使用するとき。
- イ 附属設備等の使用者は、附属設備等使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき、その他特に市長が認めたときは、後納させることができる。

(11) 施設使用料等の免除（第11条関係）

市長は、公益上特に必要があると認めるときは、施設使用料及び附属設備等使用料の全部又は一部を免除することができる。

(12) 施設使用料等の返還（第12条関係）

既に納入した施設使用料及び附属設備等使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(13) 補則（第13条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 施行期日

平成22年7月20日